

感染症法に基づくHIV感染者・エイズ患者情報〔平成22年6月28日～平成22年9月26日〕

HIV感染者及びエイズ患者の国籍別、性別、感染経路別、年齢別、感染地域別報告数

診断区分	項目	区分	日本国籍						外国国籍						合計						
			男			女			男			女			男	女					
			今回	前回	計	今回	前回	計	今回	前回	計	今回	前回	計	今回	前回					
HIV感染者	合計		234	230	13	13	247	243	6	18	4	2	10	20	240	248	17	15	257	263	
	感染経路		26	35	8	9	34	44	2	4	1	2	3	6	28	39	9	11	37	50	
	異性間の性的接触		176	166	0	0	176	166	4	9	0	0	4	9	180	175	0	0	180	175	
	同性間の性的接触*1		0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	
	静注薬物使用		0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1
	母子感染		8	10	0	1	8	11	0	1	0	0	0	1	8	11	0	1	8	12	
	その他*2		24	18	5	2	29	20	0	3	2	0	2	3	24	21	7	2	31	23	
	不明		0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	
	年齢		7	3	0	1	7	4	0	0	0	0	0	0	7	3	0	1	7	4	
	10歳未満		60	75	4	4	64	79	1	8	1	0	2	8	61	83	5	4	66	87	
10～19		94	83	4	1	98	84	3	6	1	2	4	8	97	89	5	3	102	92		
20～29		37	37	3	3	40	40	2	2	1	0	3	2	39	39	4	3	43	42		
30～39		36	32	2	3	38	35	0	2	0	0	0	2	36	34	2	3	38	37		
40～49		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
50歳以上		205	200	8	11	213	211	5	11	1	1	6	12	210	211	9	12	219	223		
不明		4	8	1	1	5	9	1	4	2	1	3	5	5	12	3	2	8	14		
国内		25	22	4	1	29	23	0	3	1	0	1	3	25	25	5	1	30	26		
海外		99	117	7	4	106	121	4	8	1	0	5	8	103	125	8	4	111	129		
不明		24	28	4	4	28	32	0	3	1	0	1	3	24	31	5	4	29	35		
エイズ患者	合計		49	66	0	0	49	66	1	2	0	0	1	2	50	68	0	0	50	68	
	感染経路		0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	
	異性間の性的接触		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	同性間の性的接触*1		2	2	0	0	2	2	1	0	0	0	1	0	3	2	0	0	3	2	
	静注薬物使用		24	20	3	0	27	20	2	2	0	0	2	2	26	22	3	0	29	22	
	母子感染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他*2		1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
	不明		8	15	1	1	9	16	1	2	0	0	1	2	9	17	1	1	10	18	
	年齢		30	39	3	1	33	40	0	3	1	0	1	3	30	42	4	1	34	43	
	10歳未満		23	34	3	1	26	35	1	3	0	0	1	3	24	37	3	1	27	38	
10～19		37	29	0	1	37	30	2	0	0	0	2	0	39	29	0	1	39	30		
20～29		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30～39		76	92	4	4	80	96	1	3	0	0	1	3	77	95	4	4	81	99		
40～49		8	4	1	0	9	4	2	3	1	0	3	3	10	7	2	0	12	7		
50歳以上		15	21	2	0	17	21	1	2	0	0	1	2	16	23	2	0	18	23		
不明																					
国内																					
海外																					
不明																					

\*1 両性間性的接触を含む。  
\*2 輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

平成22年9月26日現在のHIV感染者及びエイズ患者の国籍別、性別、感染経路別報告数の累計

診断区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	合計	9,148	733	9,881	1,102	1,337	2,439	10,250	2,070	12,320
	異性間の性的接触	2,066	592	2,658	345	781	1,126	2,411	1,373	3,784
	同性間の性的接触*1	6,077	3	6,080	359	1	360	6,436	4	6,440
	静注薬物使用	28	2	30	24	3	27	52	5	57
	母子感染	13	9	22	4	8	12	17	17	34
	その他*2	195	35	230	43	22	65	238	57	295
	不明	769	92	861	327	522	849	1,096	614	1,710
エイズ患者	合計*3	4,309	288	4,597	724	343	1,067	5,033	631	5,664
	異性間の性的接触	1,589	191	1,780	253	190	443	1,842	381	2,223
	同性間の性的接触*1	1,754	2	1,756	112	2	114	1,866	4	1,870
	静注薬物使用	20	3	23	21	1	22	41	4	45
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他*2	125	19	144	23	12	35	148	31	179
	不明	812	70	882	314	134	448	1,126	204	1,330
HIV感染者+エイズ患者	合計	13,457	1,021	14,478	1,826	1,680	3,506	15,283	2,701	17,984
凝固因子製剤による感染者*4		1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439

\*1 両性間性的接触を含む。

\*2 輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

\*3 平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

\*4 「血液凝固異常症全国調査」による2009年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数

※死亡者報告数

感染症法施行後の任意報告数(平成11年4月1日～平成22年6月30日)	287名
エイズ予防法*5に基づく法定報告数(平成元年2月17日～平成11年3月31日)	596名
凝固因子製剤による感染者の累積死亡者数*6	648名

\*5 エイズ予防法第5条に基づき、血液凝固因子製剤による感染者を除く。

\*6 「血液凝固異常症全国調査」による2009年5月31日現在の報告数

## HIV感染者及びエイズ患者の都道府県別累積報告状況

ブロック名	都道府県名	HIV感染者								エイズ患者							
		今回		前回		累 計				今回		前回		累 計			
		報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	報告地 (居住地)	
北海道	1 北海道	1	[0]	2	[2]	146	1.2%	[45]	[1.4%]	2	[1]	1	[1]	104	1.8%	[27]	[2.0%]
東北	2 青森県	2	[2]	0	[0]	39	0.3%	[12]	[0.4%]	0	[0]	1	[1]	22	0.4%	[4]	[0.3%]
	3 岩手県	3	[2]	0	[0]	22	0.2%	[6]	[0.2%]	1	[1]	1	[1]	26	0.5%	[8]	[0.6%]
	4 宮城県	2	[2]	0	[0]	83	0.7%	[18]	[0.5%]	0	[0]	3	[3]	52	0.9%	[16]	[1.2%]
	5 秋田県	0	[0]	0	[0]	15	0.1%	[2]	[0.1%]	2	[1]	1	[1]	20	0.4%	[5]	[0.4%]
	6 山形県	1	[0]	0	[0]	18	0.2%	[5]	[0.2%]	0	[0]	0	[0]	21	0.4%	[4]	[0.3%]
	7 福島県	0	[0]	4	[3]	49	0.4%	[15]	[0.5%]	0	[0]	1	[1]	37	0.7%	[10]	[0.7%]
	ブロック計	8	[6]	4	[3]	226	1.8%	[58]	[1.7%]	3	[2]	7	[7]	178	3.1%	[47]	[3.4%]
関東・甲信越	8 茨城県	0	[1]	4	[4]	454	3.7%	[44]	[1.3%]	3	[2]	3	[4]	279	4.9%	[28]	[2.0%]
	9 栃木県	1	[1]	1	[1]	191	1.6%	[27]	[0.8%]	4	[3]	2	[1]	149	2.6%	[21]	[1.5%]
	10 群馬県	0	[0]	1	[1]	138	1.1%	[26]	[0.8%]	1	[1]	1	[1]	104	1.8%	[16]	[1.2%]
	11 埼玉県	5	[11]	6	[13]	367	3.0%	[172]	[5.2%]	1	[3]	5	[9]	258	4.6%	[59]	[4.3%]
	12 千葉県	9	[12]	7	[7]	585	4.8%	[153]	[4.6%]	6	[3]	2	[2]	394	7.0%	[72]	[5.3%]
	13 東京都	95	[64]	79	[52]	4,714	38.3%	[1,050]	[31.7%]	21	[17]	33	[25]	1,546	27.3%	[295]	[21.6%]
	14 神奈川県	22	[27]	12	[13]	861	7.0%	[235]	[7.1%]	5	[5]	7	[6]	440	7.8%	[81]	[5.9%]
	15 新潟県	0	[0]	1	[1]	62	0.5%	[6]	[0.2%]	2	[1]	1	[1]	45	0.8%	[9]	[0.7%]
	16 山梨県	0	[0]	0	[0]	92	0.8%	[11]	[0.3%]	0	[0]	0	[0]	39	0.7%	[3]	[0.2%]
	17 長野県	0	[1]	2	[1]	259	2.1%	[21]	[0.6%]	2	[2]	2	[2]	167	2.9%	[23]	[1.7%]
ブロック計	132	[117]	113	[93]	7,723	62.7%	[1,745]	[52.6%]	45	[37]	56	[51]	3,421	60.4%	[607]	[44.4%]	
北陸	18 富山県	0	[0]	2	[1]	25	0.2%	[6]	[0.2%]	0	[1]	0	[0]	22	0.4%	[5]	[0.4%]
	19 石川県	2	[2]	3	[1]	48	0.4%	[20]	[0.6%]	0	[0]	1	[1]	18	0.3%	[9]	[0.7%]
	20 福井県	2	[1]	1	[1]	31	0.3%	[5]	[0.2%]	1	[1]	1	[1]	19	0.3%	[7]	[0.5%]
ブロック計	4	[3]	6	[3]	104	0.8%	[31]	[0.9%]	1	[2]	2	[2]	59	1.0%	[21]	[1.5%]	
東海	21 岐阜県	7	[4]	3	[2]	79	0.6%	[31]	[0.9%]	1	[1]	3	[4]	70	1.2%	[23]	[1.7%]
	22 静岡県	4	[3]	6	[4]	291	2.4%	[58]	[1.7%]	1	[2]	1	[1]	144	2.5%	[27]	[2.0%]
	23 愛知県	19	[16]	27	[27]	685	5.6%	[214]	[6.5%]	11	[11]	14	[12]	329	5.8%	[136]	[10.0%]
	24 三重県	2	[1]	4	[3]	111	0.9%	[21]	[0.6%]	1	[1]	1	[1]	68	1.2%	[15]	[1.1%]
ブロック計	32	[24]	40	[36]	1,166	9.5%	[324]	[9.8%]	14	[15]	19	[18]	611	10.8%	[201]	[14.7%]	
近畿	25 滋賀県	0	[0]	0	[0]	52	0.4%	[23]	[0.7%]	0	[0]	0	[0]	35	0.6%	[8]	[0.6%]
	26 京都府	0	[0]	5	[10]	173	1.4%	[67]	[2.0%]	3	[3]	2	[2]	85	1.5%	[27]	[2.0%]
	27 大阪府	42	[38]	53	[43]	1,440	11.7%	[471]	[14.2%]	15	[12]	19	[14]	442	7.8%	[167]	[12.2%]
	28 兵庫県	5	[11]	7	[12]	245	2.0%	[133]	[4.0%]	2	[4]	4	[4]	134	2.4%	[47]	[3.4%]
	29 奈良県	2	[2]	2	[1]	69	0.6%	[25]	[0.8%]	2	[2]	1	[2]	45	0.8%	[13]	[1.0%]
	30 和歌山県	0	[0]	1	[1]	37	0.3%	[14]	[0.4%]	0	[0]	0	[1]	34	0.6%	[5]	[0.4%]
ブロック計	49	[51]	68	[67]	2,016	16.4%	[733]	[22.1%]	22	[21]	26	[23]	775	13.7%	[267]	[19.5%]	
中国・四国	31 鳥取県	0	[0]	0	[0]	11	0.1%	[4]	[0.1%]	2	[2]	0	[0]	7	0.1%	[3]	[0.2%]
	32 島根県	2	[1]	0	[0]	11	0.1%	[1]	[0.0%]	1	[0]	0	[0]	4	0.1%	[0]	[0.0%]
	33 岡山県	2	[2]	3	[2]	64	0.5%	[30]	[0.9%]	2	[2]	3	[3]	45	0.8%	[16]	[1.2%]
	34 広島県	2	[2]	9	[6]	138	1.1%	[59]	[1.8%]	2	[3]	4	[3]	52	0.9%	[23]	[1.7%]
	35 山口県	1	[1]	0	[1]	40	0.3%	[21]	[0.6%]	1	[0]	0	[0]	11	0.2%	[2]	[0.1%]
	36 徳島県	1	[2]	2	[2]	16	0.1%	[9]	[0.3%]	1	[0]	1	[0]	13	0.2%	[3]	[0.2%]
	37 香川県	1	[1]	0	[0]	29	0.2%	[11]	[0.3%]	1	[1]	0	[1]	23	0.4%	[7]	[0.5%]
	38 愛媛県	2	[1]	1	[1]	51	0.4%	[11]	[0.3%]	2	[2]	0	[0]	36	0.6%	[15]	[1.1%]
	39 高知県	0	[0]	1	[1]	25	0.2%	[10]	[0.3%]	0	[0]	0	[0]	12	0.2%	[3]	[0.2%]
	ブロック計	11	[10]	16	[13]	385	3.1%	[156]	[4.7%]	12	[10]	8	[7]	203	3.6%	[72]	[5.3%]
九州・沖縄	40 福岡県	14	[13]	7	[6]	250	2.0%	[105]	[3.2%]	6	[8]	7	[7]	123	2.2%	[55]	[4.0%]
	41 佐賀県	0	[0]	0	[1]	9	0.1%	[6]	[0.2%]	1	[1]	0	[0]	9	0.2%	[7]	[0.5%]
	42 長崎県	0	[0]	0	[0]	31	0.3%	[8]	[0.2%]	1	[0]	0	[0]	19	0.3%	[6]	[0.4%]
	43 熊本県	0	[0]	1	[1]	51	0.4%	[16]	[0.5%]	2	[2]	1	[1]	38	0.7%	[21]	[1.5%]
	44 大分県	0	[0]	3	[2]	25	0.2%	[13]	[0.4%]	0	[0]	0	[0]	14	0.2%	[6]	[0.4%]
	45 宮崎県	1	[1]	0	[0]	19	0.2%	[8]	[0.2%]	0	[0]	1	[1]	16	0.3%	[6]	[0.4%]
	46 鹿児島県	4	[4]	0	[0]	50	0.4%	[22]	[0.7%]	2	[1]	1	[0]	31	0.5%	[7]	[0.5%]
	47 沖縄県	1	[1]	3	[3]	119	1.0%	[46]	[1.4%]	0	[0]	0	[0]	63	1.1%	[16]	[1.2%]
ブロック計	20	[19]	14	[13]	554	4.5%	[224]	[6.8%]	12	[12]	10	[9]	313	5.5%	[124]	[9.1%]	
合計		257	230	263	[230]	12,320	100%	[3,316]	[100.0%]	111	100	129	[118]	5,664	100%	[1,366]	[100.0%]

※〔報告地〕：昭和60年から集計

※〔居住地〕：最近数年間の主な居住地(平成19年4月から記載)

後天性免疫不全症候群発症届出(抜粋)

- ①最近数年間の主な居住地
- 1)日本国内(都道府県)
  - 2)その他( )
  - 3)不明

# エイズ患者・HIV感染者報告数、検査相談検査件数推移

HIV感染者・エイズ患者報告数		H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
S63まで		39	21	31	38	51	86	136	169	234	250	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	5,330
		78	80	66	200	442	277	298	376	397	422	530	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	11,573
		117	101	97	238	493	363	434	610	647	653	831	791	953	922	976	1,165	1,199	1,358	1,500	1,557	1,452	16,903

<上段:エイズ患者報告数 中段:HIV感染者報告数 下段:エイズ患者・HIV感染者の合計>

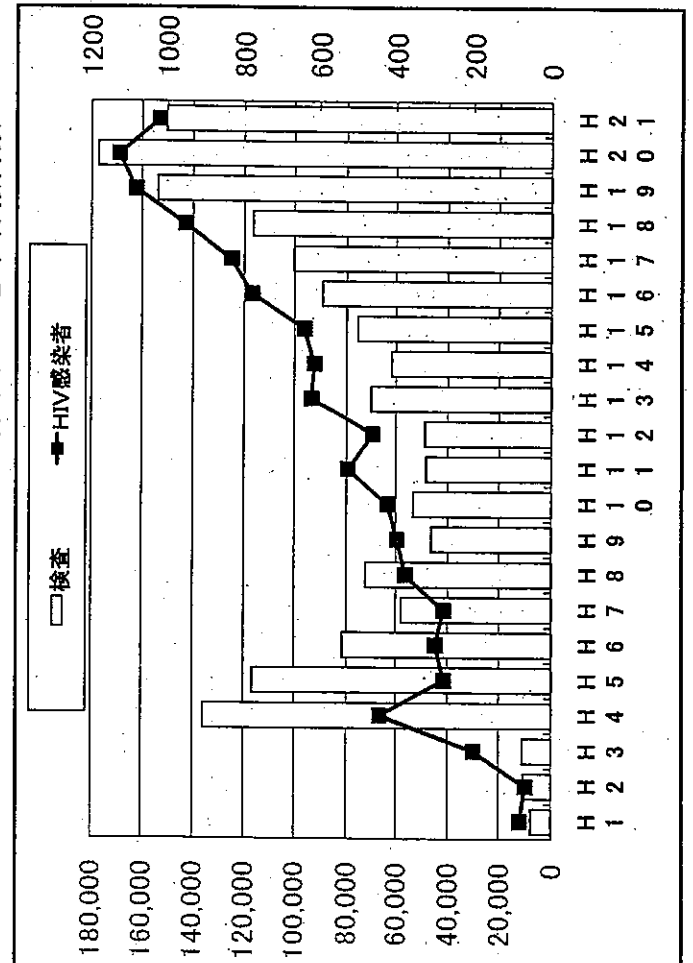
## 保健所等におけるHIV抗体検査件数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
47,470	7,864	10,649	10,980	135,674	116,712	81,495	57,978	72,186	46,237	53,218	48,218	48,754	69,925	61,652	75,539	89,004	100,287	116,550	153,816	177,156	150,252	1,731,616

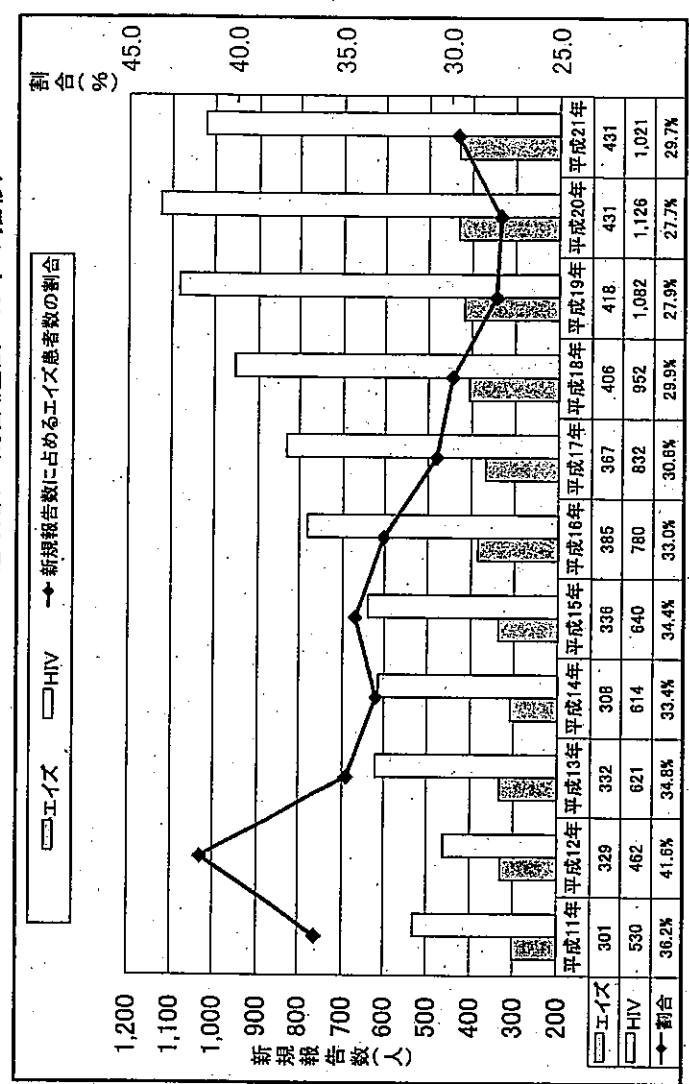
## 保健所における相談件数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
132,004	14,603	17,458	18,002	251,926	245,299	175,837	124,735	172,641	96,735	111,046	103,206	107,266	141,269	108,911	130,153	146,585	161,474	173,651	214,347	230,091	193,271	3,070,510

## 保健所等におけるHIV抗体検査件数、HIV感染者報告数



## 新規感染者・患者報告数に占めるエイズ患者数の割合(過去10年間の推移)







平成22年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制 (平成22年10月19日現在)

	夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
1 北海道	○	●			○	●	○
2 青森県					○	●	○
3 岩手県	○	●		●	○	●	○
4 宮城県		●			○	●	○
5 秋田県	○	●		●	○	●	○
6 山形県		●			○	●	○
7 福島県	○				○		○
8 茨城県	○				○	●	○
9 栃木県		●			○	●	○
10 群馬県	○				○	●	○
11 埼玉県			○	●	○	●	○
12 千葉県	○		○	●	○	●	○
13 東京都	○	●	○	●	○	●	○
14 神奈川県	○		○	●	○	●	○
15 新潟県	○			●	○	●	○
16 富山県		●		●	○	●	○
17 石川県	○	●	○	●	○	●	○
18 福井県	○	●	○	●	○	●	○
19 山梨県	○	●			○	●	○
20 長野県	○	●		●	○	●	○
21 岐阜県	○			●	○	●	○
22 静岡県	○		○	●	○	●	○
23 愛知県	○		○	●	○	●	○
24 三重県	○	●			○		○
25 滋賀県					○		○
26 京都府	○	●			○	●	○
27 大阪府	○		○		○	●	○
28 兵庫県		●	○	●	○	●	○
29 奈良県	○	●		●	○	●	○
30 和歌山県	○				○	●	○
31 鳥取県		●		●	○	●	○
32 島根県		●			○		○
33 岡山県		●					○
34 広島県		●		●		●	○
35 山口県	○				○	●	○
36 徳島県	○	●			○	●	○
37 香川県		●		●	○	●	○
38 愛媛県		●		●	○	●	○
39 高知県	○				○		○
40 福岡県		●		●	○	●	○
41 佐賀県	○	●			○	●	○
42 長崎県	○	●	○	●	○	●	○
43 熊本県	○	●			○	●	○
44 大分県		●		●	○	●	○
45 宮崎県	○		○		○		○
46 鹿児島県		●		●	○	●	○
47 沖縄県	○				○	●	○
48 札幌市	○	●		●		●	○
49 仙台市	○		○	●	○	●	○
50 さйтиま市	○	●	○	●	○		○
51 千葉市	○			●	○		○
52 川崎市		●	○	●	○	●	○
53 横浜市	○	●	○		○		○
54 相模原市						●	○
55 新潟市	○		○	●	○	●	○
56 静岡市	○	●				●	○
57 浜松市	○	●	○	●			○
58 名古屋市					○		○
59 京都市	○	●	○		○	●	○
60 大阪市	○		○		○		○
61 堺市		●		●		●	○
62 神戸市			○	●	○	●	○
63 岡山市	○	●					○
64 広島市	○			●	○	●	○
65 福岡市			○	●	○	●	○
66 北九州市				●		●	○

都道府県(47)

指定都市(19)

(注1) ○…平常から実施している自治体  
●…世界エイズデー前後に実施し、又は実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所閉所(17:00)以降に実施する検査  
休日検査…土日・休日に実施する検査  
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

	夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
67 旭川市	○			●	○		○
68 函館市			○		○		○
69 青森市					○		○
70 盛岡市				●	○	●	○
71 秋田市	○	●		●	○	●	○
72 郡山市	○		○		○		○
73 いわき市	○				○		○
74 宇都宮市		●	○		○	●	○
75 前橋市					○	●	○
76 川越市	○			●	○		○
77 船橋市			○	●	○	●	○
78 柏市	○	●	○	●	○	●	○
79 横須賀市	○	●	○	●	○	●	○
80 富山市		●		●	○		○
81 金沢市	○		○	●		●	○
82 長野市	○			●	○	●	○
83 岐阜市	○				○		○
84 豊田市	○				○	●	○
85 岡崎市	○	●			○	●	○
86 豊橋市		●		●	○	●	○
87 大津市					○		○
88 高槻市		●					○
89 東大阪市		●				●	○
90 姫路市	○			●	○	●	○
91 西宮市	○				○		○
92 尼崎市							○
93 奈良市				●	○	●	○
94 和歌山市	○			●		●	○
95 倉敷市	○			●	○	●	○
96 福山市	○			●	○	●	○
97 下関市	○			●			○
98 高松市	○	●					○
99 松山市	○	●					○
100 高知市	○	●					○
101 久留米市		●				●	○
102 長崎市		●		●	○	●	○
103 熊本市		●		●	○	●	○
104 大分市	○			●	○	●	○
105 宮崎市	○			●	○	●	○
106 鹿児島市	○	●		●	○	●	○
107 小樽市					○	●	○
108 八王子市					○		○
109 藤沢市				●	○	●	○
110 四日市市		●					○
111 呉市		●					○
112 大牟田市		●			○	●	○
113 佐世保市	○	●	○	●	○	●	○
114 千代田区				●		●	○
115 中央区							○
116 港区		●	○	●			○
117 新宿区		●					○
118 文京区					○		○
119 台東区					○		○
120 墨田区						●	○
121 江東区		●				●	○
122 品川区							○
123 目黒区							○
124 大田区							○
125 世田谷区		●					○
126 渋谷区				●		●	○
127 中野区				○	○		○
128 杉並区				○	○		○
129 豊島区						●	○
130 北区						●	○
131 荒川区							○
132 板橋区							○
133 練馬区							○
134 足立区					○		○
135 葛飾区					○	●	○
136 江戸川区							○

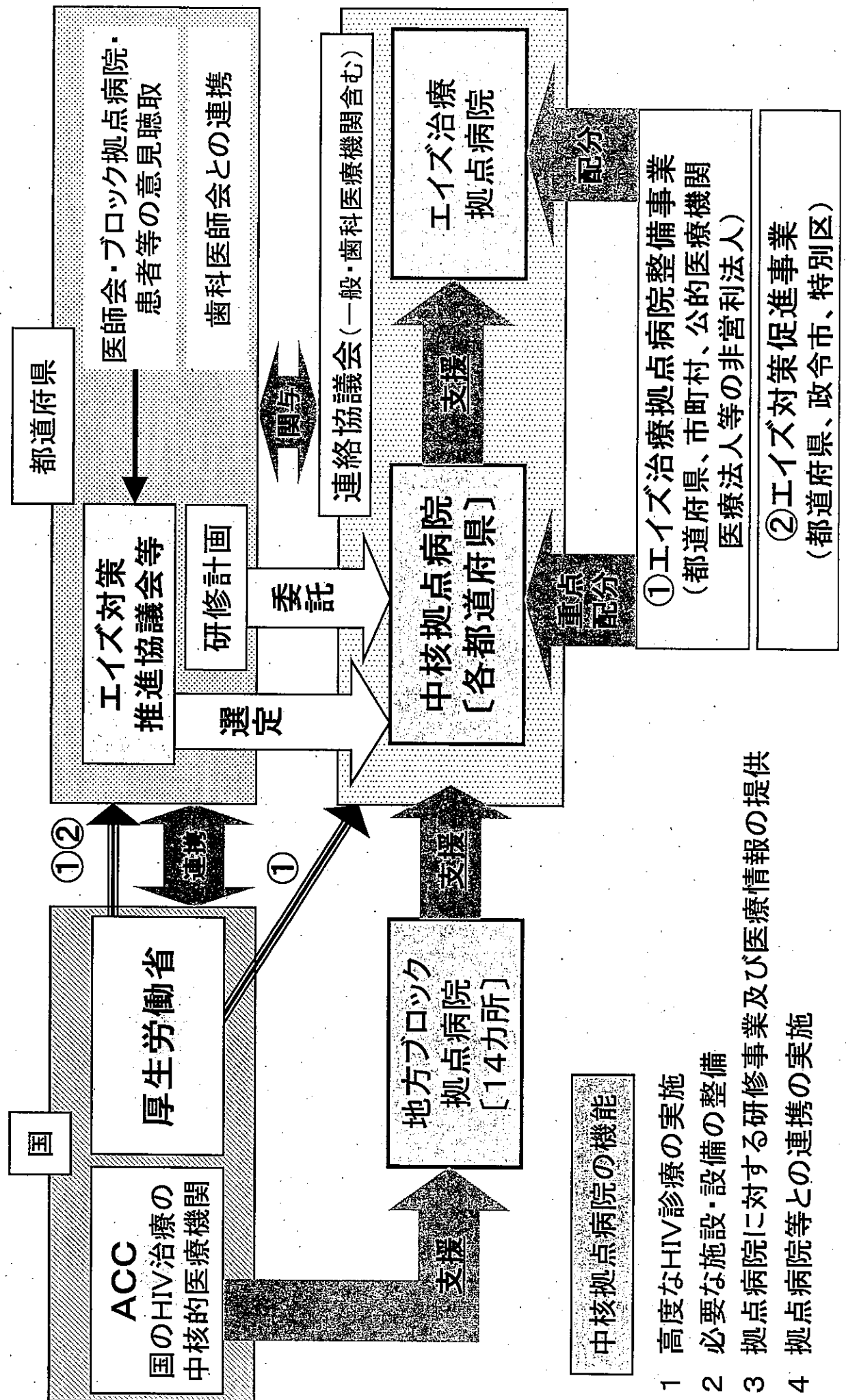
中核市(40)

保健所設置市(7)

特別区(23)

計	70	65	35	63	98	87	121
割合(%)	51.5	47.8	25.7	46.3	72.1	64.0	89.0

# 中核拠点病院を中心とした医療体制の再構築





# 中核拠点病院選定状況

平成23年1月21日現在  
(選定済は46県、57か所)

	ブロック	拠点数	都道府県名	中核拠点病院名
1	北海道	19	北海道 <b>ブ</b>	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院
2	東北 42か所	4	青森県	
3		4	岩手県	岩手医科大学附属病院
4		7	宮城県 <b>ブ</b>	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
5		4	秋田県	大館市立総合病院
6		9	山形県	山形県立中央病院
7		14	福島県	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
8		関東・ 甲信越 121か所	9	茨城県
9	10		栃木県	①済生会宇都宮病院 ②自治医科大学附属病院 ③獨協医科大学病院
10	4		群馬県	国立大学法人群馬大学医学部附属病院
11	6		埼玉県	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院
12	10		千葉県	国立大学法人千葉大学医学部附属病院
13	42		東京都	①都立駒込病院 ②東京慈恵会医科大学附属病院 ③慶應義塾大学病院
14	17		神奈川県	公立大学法人横浜市立大学付属病院
15	6		新潟県 <b>ブ</b>	新潟大学医学部総合病院
16	9		山梨県	山梨県立中央病院
17	8		長野県	長野県立須坂病院
18	北陸 14か所	2	富山県	富山県立中央病院
19		8	石川県 <b>ブ</b>	石川県立中央病院
20		4	福井県	国立大学法人福井大学医学部附属病院
21	東海 48か所	8	岐阜県	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院
22		23	静岡県	①沼津市立病院 ②静岡市立静岡病院 ③県西部浜松医療センター ④地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院
23		13	愛知県 <b>ブ</b>	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター
24		4	三重県	国立大学法人三重大学医学部附属病院
25	近畿 44か所	4	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
26		10	京都府	京都大学医学部附属病院
27		16	大阪府 <b>ブ</b>	①大阪府立急性期・総合医療センター ②市立堺病院 ③大阪市立総合医療センター
28		11	兵庫県	兵庫医科大学病院
29		1	奈良県	奈良県立医科大学付属病院
30		2	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院
31	中国・ 四国 61か所	3	鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
32		5	島根県	島根大学医学部附属病院
33		10	岡山県	川崎医科大学付属病院
34		5	広島県 <b>ブ</b>	①広島県立広島病院 ②広島市立広島市民病院
35		5	山口県	①国立大学法人山口大学医学部附属病院 ②国立病院機構関門医療センター
36		2	徳島県	徳島大学病院
37		6	香川県	香川大学医学部附属病院
38		20	愛媛県	愛媛大学医学部付属病院
39		5	高知県	国立大学法人高知大学医学部附属病院
40		九州 31か所	7	福岡県 <b>ブ</b>
41	2		佐賀県	国立大学法人佐賀大学医学部付属病院
42	3		長崎県	長崎大学医学部・歯学部附属病院
43	3		熊本県	熊本大学医学部附属病院
44	5		大分県	国立大学法人大分大学医学部付属病院
45	3		宮崎県	県立宮崎病院
46	5		鹿児島県	国立大学法人鹿児島大学医学部・歯学部付属病院
47	3		沖縄県	国立大学法人琉球大学医学部附属病院
	計	380		

太字：ブロック拠点病院  
 ブ：ブロック拠点病院所在都道府県  
 網掛け：重点都道府県

平成23年度ハンセン病対策別予算(案)の概要

(健康局疾病対策課)  
(単位：千円)

項 目	平成22年度 予算額	平成23年度 予算(案)	対前年度比較 増減額	対前年度比 (%)	備考
○謝罪・名誉回復措置	1,538,977	1,354,263	△ 184,714	88.0%	
(項) 厚生労働本省施設費	0	4,280	4,280	-	
(目) 施設整備費	0	4,280	4,280	-	
(項) 特定疾患等対策費	1,156,273	919,902	△ 236,371	79.6%	
(目) 諸謝金	688	688	0	100.0%	
(目) 職員旅費	1,550	1,547	△ 3	99.8%	
(目) 外国旅費	489	545	56	111.5%	
(目) 委員等旅費	1,508	1,508	0	100.0%	
(目) 庁費	128	128	0	100.0%	
(目) 社会保障関係情報化業務庁費	7,910	11,486	3,576	145.2%	
(目) ハンセン病療養所入所者等補償金	584,000	584,000	0	100.0%	
(目) 賠償償還及払戻金	560,000	320,000	△ 240,000	57.1%	
(項) 特定疾患等対策費	30,728	30,519	△ 209	99.3%	
(目) ハンセン病名誉回復事業諸謝金	74	74	0	100.0%	
(目) ハンセン病名誉回復事業委員等旅費	835	626	△ 209	75.0%	
(目) ハンセン病名誉回復事業等庁費	29,819	29,819	0	100.0%	
(目) ハンセン病対策事業委託費	351,976	350,966	△ 1,010	99.7%	
(1) 資料館運営等委託費	334,405	333,395	△ 1,010	99.7%	
ア 普及啓発事業費	20,226	19,826	△ 400	98.0%	
・ 討論会等開催費	5,971	5,971	0	100.0%	
・ 普及啓発資料作成費	14,255	13,855	△ 400	97.2%	
イ 資料館運営費	298,255	297,693	△ 562	99.8%	
ウ 消費税	15,924	15,876	△ 48	99.7%	
(2) 沖縄県普及啓発等委託費	1,513	1,513	0	100.0%	
ア 普及啓発資料作成費	1,441	1,441	0	100.0%	
イ 消費税	72	72	0	100.0%	
(3) 再発防止検討会調査事業費	16,058	16,058	0	100.0%	
(項) 特定疾患等対策費	0	48,596	48,596	-	
(目) 施設施工旅費	0	233	233	-	
(目) 施設施工庁費	0	21,525	21,525	-	
(目) ハンセン病対策事業委託費	0	26,838	26,838	-	
○在園保障	238,912	238,202	△ 710	99.7%	
(項) 特定疾患等対策費					
(目) ハンセン病療養所費補助金	238,912	238,202	△ 710	99.7%	
○社会復帰・社会復帰生活支援	3,318,840	3,292,763	△ 26,077	99.2%	
(項) 特定疾患等対策費	3,318,840	3,292,763	△ 26,077	99.2%	
(目) ハンセン病名誉回復事業等庁費	17,112	12,170	△ 4,942	71.1%	
(目) 国立ハンセン病療養所等入所者 家族生活援護委託費	46,004	41,641	△ 4,363	90.5%	
(目) 国立ハンセン病療養所退所 者等給与金	3,063,634	3,046,921	△ 16,713	99.5%	
(1) 退所者給与金	2,996,948	2,982,444	△ 14,504	99.5%	
(2) 非入所者給与金	66,686	64,477	△ 2,209	96.7%	
(目) ハンセン病対策事業委託費	192,090	192,031	△ 59	100.0%	
(1) 社会復帰者支援事業等委託費	143,594	143,447	△ 147	99.9%	
ア 普及啓発等事業費	52,186	52,186	0	100.0%	
・ 社会交流経費	25,012	25,012	0	100.0%	
・ 地域啓発推進事業費	27,174	27,174	0	100.0%	
イ 社会復帰者支援事業費	84,570	84,430	△ 140	99.8%	
・ 相談経費	11,939	11,799	△ 140	98.8%	
・ 社会復帰支援経費	72,631	72,631	0	100.0%	
ウ 消費税	6,838	6,831	△ 7	99.9%	
(2) 沖縄県外来診療等委託費	37,237	37,112	△ 125	99.7%	
ア 外来診療費	19,919	19,919	0	100.0%	
イ 技能指導費	15,545	15,426	△ 119	99.2%	
ウ 消費税	1,773	1,767	△ 6	99.7%	
(3) 沖縄ハンセン病対策委託費	11,259	11,472	213	101.9%	
合計	5,096,729	4,885,228	△ 211,501	95.85%	

# ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

## 趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未だ未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

## 基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 施 策

- 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障
  - ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
  - ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
  - ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
    - ①意思に反する退所、転所の禁止
    - ②医療・介護体制の整備
    - ③地域開放

- 社会復帰の支援及び社会生活の援助
  - ・国立ハンセン病療養所等からの退所希望者への退所準備金の支給
  - ・退所者給与金及び非入所者給与金の支給
  - ・国立ハンセン病療養所等及び一般の医療機関における退所者及び非入所者に対する医療体制の整備
  - ・相談体制の整備

- 名誉回復及び死没者の追悼
  - ・国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等
  - ・死没者の追悼のための必要な措置

- 親族に対する援護
  - ・国立ハンセン病療養所の入所者の親族で、当該入所者が入所したことによって生計が困難な状態にあるものへの援護の実施

## そ の 他

- ・この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

## ハンセン病療養所入所者数

(平成22年5月1日現在)

施設名	入所者数	所在地	電話番号
総数	2,442	(15カ所)	
(国立療養所)		(13カ所)	
松丘保養園	131	青森県青森市大字石江字平山19	017-788-0145
東北新生園	133	宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121
栗生楽泉園	146	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	0279-88-3030
多磨全生園	283	東京都東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101
駿河療養所	94	静岡県御殿場市神山1915	0550-87-1711
長島愛生園	331	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539	0869-25-0321
邑久光明園	195	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253	0869-25-0011
大島青松園	109	香川県高松市庵治町6034-1	087-871-3131
菊池恵楓園	394	熊本県合志市栄3796	096-248-1131
星塚敬愛園	226	鹿児島県鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500
奄美和光園	49	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700	0997-52-6311
沖縄愛楽園	248	沖縄県名護市字済井出1192	0980-52-8331
宮古南静園	88	沖縄県宮古島市平良字島尻888	0980-72-5321
計	2,427		
(私立療養所)		(2カ所)	
神山復生病院	8	静岡県御殿場市神山109	0550-87-0004
待労院診療所	7	熊本県熊本市島崎6-1-27	096-354-1021
計	15		

\*平均年齢

国立13園	80.9才	(平成22年5月1日現在)
私立 神山	81.75才	(平成22年5月1日現在)
待労	79.9才	(平成22年5月1日現在)

## ハンセン病問題に関する最近の動向

平成13年

- 5月11日 ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決
- 5月23日 政府として控訴しないことを決定
- 5月25日 内閣総理大臣談話発表
- ・新たな補償を立法措置により講じる
  - ・退所者給与金、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める
  - ・患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける
- 政府声明発表
- ・除斥期間や立法不作為に係る法的責任についての判断において判決に問題があることを当事者である政府の立場として明確化
- 6月7日 衆議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
- 6月8日 参議院「ハンセン病問題に関する決議」採択
- 6月12日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」衆議院にて可決
- 6月15日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」参議院にて可決、成立
- 6月22日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(平成13年法律第63号)公布、施行
- 6月29日 第1回ハンセン病問題対策協議会(その後、7月16日、7月26日、11月16日及び12月25日に開催)
- ・社会復帰(退所者給与金等)、謝罪・名誉回復、在園保障、検証会議等について、患者・元患者と協議(座長 榊屋副大臣)
- 7月23日 和解に関する基本合意書調印(入所者・退所者原告)
- 7月27日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が発表
- 9月11日 政府として遺族原告及び入所歴なき原告について判決を求める旨を表明
- 10月5日 全国ハンセン病問題対策主管課長会議
- 12月7日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が再度発表(訴訟は、同日結審)
- 12月18日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見(12月7日の補充)を熊本地裁が発表
- 12月25日 第5回ハンセン病問題対策協議会「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成14年

- 1月28日 和解に関する基本合意書調印(遺族・非入所者原告)
- 4月1日 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業スタート  
国立ハンセン病療養所等死没者改葬費事業スタート

平成15年

- 4月25日 社会復帰支援事業要綱の改正を実施

平成16年

- 3月29日 平成15年度ハンセン病問題対策協議会「非入所者給与金(仮称)」制度創設向け協議を進めることを確認
- 4月1日 社会生活支援一時金事業スタート
- 4月14日 「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 8月25日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 9月27日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 12月15日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会(続会)」開催

## 平成17年

- 1月20日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 3月27日 ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書提出
- 4月1日 国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業スタート
- 9月30日 「平成17年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 10月25日 韓国ハンセン病補償法訴訟東京地裁判決（国勝訴：原告は翌日控訴）
- 11月8日 政府として台湾ハンセン病補償法訴訟については控訴することとし、同日付で控訴することとは別に国外の療養所の元入所者への対応について検討する旨の厚生労働大臣談話を発表

## 平成18年

- 1月31日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」衆議院にて可決
- 2月3日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」参議院にて可決、成立
- 2月10日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第2号）公布、施行に伴い、戦前の国外の療養所の元入所者への補償金支給を決定
- 3月29日 第1回ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会開催
- 6月21日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国内対象者の申請期限が終了
- 8月23日 「平成18年度ハンセン病問題対策協議会」開催

## 平成19年

- 3月26日 「平成18年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 3月31日 国立ハンセン病資料館再開館式
- 4月1日 国立ハンセン病資料館再開館
- 8月22日 「平成19年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 11月19日 第1回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催

## 平成20年

- 3月21日 第2回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 3月26日 「平成19年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 6月6日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」衆議院にて可決
- 6月11日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」参議院で可決、成立
- 6月18日 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）
- 12月5日 第3回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 12月26日 「平成20年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

## 平成21年

- 3月11日 第4回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 4月1日 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
- 6月22日 「平成21年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 10月20日 第5回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催

## 平成22年

- 1月13日 「平成21年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 5月21日 第6回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月22日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施

## ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

### 1. 趣 旨

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努める。

加えて、都道府県等における同様のシンポジウムの開催等その他普及啓発施策のさらなる実施を関係者に要請する。

### 2. 主 催 厚生労働省、(財)日本科学技術振興財団等

### 3. 開催方法

(1) 場 所：ハンセン病療養所が所在する県を中心とした地域ブロックで順次開催

ア 北海道・東北ブロック (青森：松丘保養園、宮城：東北新生園)

イ 関東・甲信越ブロック (群馬：栗生楽泉園、東京：多磨全生園)

ウ 東海・北陸ブロック (静岡：駿河療養所)

エ 近畿・中国ブロック (岡山：長島愛生園、邑久光明園)

オ 四国ブロック (香川：大島青松園)

カ 九州ブロック (熊本：菊池恵楓園、鹿児島：星塚敬愛園、奄美和光園)

キ 沖縄ブロック (沖縄愛楽園、宮古南静園)

(2) 会 場：一般のホール等

(3) 対象者：一般国民

### 4. 過去の開催状況

(1) 第1回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成17年3月14日 (月) 東京)

(2) 第2回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成18年1月25日 (水) 愛知)

(3) 第3回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成18年11月7日 (火) 福岡)

(4) 第4回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成19年1月12日 (金) 宮城)

(5) 第5回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成19年12月14日 (金) 沖縄)

(6) 第6回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成20年1月31日 (木) 北海道)

(7) 第7回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成20年9月20日(土)、21日(日) 岡山)

(8) 第8回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成21年2月7日 (土) 大阪)

(9) 第9回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成22年2月12日 (土) 高松)

(10) 第10回ハンセン病問題に関するシンポジウム (平成23年1月15日 (土) 青森)

## 退所者給与金及び改葬費について

### これらの制度を創設する経緯

退所者給与金については、平成13年5月の「ハンセン病問題内閣総理大臣談話」において言及されている「退所者給与金」について、原告・弁護団と協議を行い、平成14年度から制度を実施することとしたものである。また、改葬費については、遺族原告との和解の基本合意書において、遺族に死没者の遺骨の引取りを勧めていることを踏まえ、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

### 退所者給与金

- 支給目的
  - ・ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とする。
- 支給対象者
  - ・既退所者  
ハンセン病療養所の入所経験があり、平成14年4月1日前に既にハンセン病療養所を退所している者。
  - ・新規退所者  
平成14年4月1日以後、ハンセン病療養所を退所した者。
- 支給額
  - ・生活類型に応じて支給額を設定。

	新規退所者	既退所者
退所者が1人の世帯	264,100円	176,100円
退所者が2人の世帯	422,600円	281,700円

※別途、退所者が非退所者を扶養する世帯においては、16,000円を加算。

- 所得制限
  - ・支給額は、前年の所得が退所者給与金年間支給額より多いとき、以下の額を控除する。  
$$\frac{(\text{前年所得} - \text{退所者給与金年間支給額})}{2}$$

※退所者給与金の支給要綱については、少なくとも2年ごとに見直す。

### 改葬費

- 支給目的
  - ・ハンセン病療養所で死没した方に対する追悼の意を表することを目的とする。
- 支給対象者及び支給額
  - ・ハンセン病療養所に収蔵されている焼骨を、その遺族が改葬したとき、その遺族に対して、死没者1人につき5万円を支給する。



## 非入所者給与金について

### 1 制度の趣旨

厚生労働省は、統一交渉団との平成16年4月14日付の「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」を踏まえ、裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病患者・元患者に対し、平穏で安定した平均的水準の社会生活を営むことができるように、平成17年度から、非入所者給与金制度を創設する。

### 2 対象者

裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病患者及び元患者

### 3 給付額

基準額を、月額4.85万円とし、以下の通り段階的に給付する。

#### (1) 段階的給付について

基準額を、月額4.85万円とし、以下の通り段階的に給付する。

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ・市町村民税非課税の者              | 月6.45万円(基準額の33%増) |
| ・前年の課税所得が75万円未満の者        | 月4.85万円(基準額)      |
| ・前年の課税所得が75万円以上135万円未満の者 | 一部支給停止            |
| ・前年の課税所得が135万円以上の者       | 不支給               |

但し、配偶者又は一親等の直系尊属を扶養するときは、月額1.35万円を加算して給付する。

#### (2) 生活保護相当者の取扱い

生活保護相当の者に対しては、上記にかかわらず、生活保護相当額に基準額を加算した額を給付。その給付の実施は、「国立ハンセン病療養所等家族生活援護委託費」の「援護費」の枠組みを準用する。

## ハンセン病患者・元患者に対する補償等統計資料

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数(H13. 5. 11熊本地裁)

判決を受けた原告	127名
----------	------

- 国立ハンセン病療養所入所者等補償金支給者数

総数	3,965名
	(韓国 426名、台湾 29名含む)
うち 入所者	2,594名
退所者	1,371名

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟和解者数

総数	7,272名
うち 入・退所者	2,142名
遺族	4,994名
非入所者	136名

- 国立ハンセン病療養所等退所者給与金支給決定者数

総数	1,328名
うち 既退所者	1,190名
新規退所者	138名

- 国立ハンセン病療養所等非入所者給与金支給決定者数

総数	79名
----	-----

\* らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数以外はすべて22. 5. 1現在である。